

平成30年度第2回周南警察署協議会会議録

開催日時	平成30年8月3日（金）午後2時30分から午後4時15分まで	
開催場所	周南警察署 4階講堂	
出席者	委員	堀町会長、杉村副会長、村谷委員、藤井委員、渡邊委員、國廣委員 紙矢委員、吉賀委員、清水委員、岩本委員、小林委員、相本委員 計12人
	警察署	署長、副署長、会計主幹、警務課長、警察安全相談課長、生活安全課長 地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長 計11人
議題	1 平成30年7月末の業務推進状況 2 協議「遺失物の取扱いについて」	

1 会長挨拶

今年は、異常気象の影響だと思いが、猛暑となり、暑い日が続いている。頑張らなければいけないこともあるが、体調に気を付けて、無理をしないようにしてほしい。

先日の西日本豪雨災害で、出席者の知人で被害に遭われた方もいると思うが、この災害で被害に遭われた大勢の方に心よりお見舞い申し上げます。

私の地区では、今回の大雨で、山崩れのため道路が通行止めになったり、車が押しつぶされるなどの被害が発生している。

この災害に多くの警察官が対応され、大変苦勞されているが、引き続き頑張ってもらいたい。

2 署長挨拶

～ 省略 ～

3 業務説明（平成30年7月末の業務推進状況）

(1) 内容

- ア 刑法犯の発生状況
- イ 警察安全相談の受理状況
- ウ ストーカー、配偶者暴力事案（DV）への対応状況
 - ストーカー事案
 - 配偶者暴力（DV）事案
 - 今後の取組方針
- エ 少年の非行防止対策の推進状況
- オ 重要犯罪等の検挙対策の推進状況
 - 重要犯罪認知・検挙状況
 - 窃盗犯認知・検挙状況
- カ うそ電話詐欺の認知・検挙状況
 - 認知状況
 - 検挙状況
- キ 暴力団犯罪検挙状況
- ク 薬物事犯検挙状況
- ケ 交通死亡事故抑止総合対策の推進状況
 - 交通事故発生状況

- 取組状況
- 今後の取組

- (2) 質問等
特になし

4 協議（遺失物の取扱いについて）

- (1) 説明等

遺失物管理業務について会計主幹が説明した。

- 遺失物管理業務の重要性
- 関係法令等
- 拾得物件取扱いの流れ
- 遺失届受理の流れ
- 平成29年遺失届・拾得物件の取扱状況（警察署別）
- 遺失物・拾得物の取扱状況（周南警察署）
- 拾得物件の処理状況（周南警察署）
- 平成29年高額遺失・拾得現金取扱状況（周南警察署）
- 平成29年物品別受理状況（周南警察署）

- (2) 提言等

（委員）

山口南警察署の拾得物の件数が多いのは、J R西日本の拾得物の件数を計上しているからとの説明を受けたが、警察とJ Rとの関係はどのようになっているのか。

（会計主幹）

遺失物法において、大量の拾得物を取り扱う施設や事業所は、特例施設占有者として拾得物を保管して遺失者に返還できることを規定している。

J R西日本は遺失物法施行令で、特例施設占有者として定められており、警察への提出義務がある物品以外は同社で拾得物を保管し、遺失者に返還等しているが、その取扱状況については警察署に届出することとなっている。

（委員）

電車や駅などに忘れ物をした場合、警察署に届出するよりもJ Rに問い合わせた方が良いのではないかと。

（会計主幹）

まずは、J Rに問い合わせをされた方が良いと思われる。該当がなければ、警察署への届出をお願いする。高額拾得物件はJ R西日本から警察署に提出されるので、警察署へ連絡してもらった方が早く返還できる場合がある。

（委員）

遺失した自転車と放置自転車との違いはあるのか。

（会計主幹）

明確な違いは無いが、自転車の遺失届を受けるのは、酒に酔って自転車を駐めた場所が分からなくなったというような場合がある。

（委員）

迷い犬について質問する。

以前、警察官が迷い犬の通報を受けて対応している様子を見掛けたことがあり、その時は、飼い主が判明したようであるが、飼い犬は保健所で鑑札を受けており、

野犬は保健所で処分するので、保健所の管轄になると思うが、迷い犬や野犬を見つけた場合、警察に通報した方が良いのか。

(会計主幹)

犬は保健所の取扱いになるので、飼い犬が逃げてしまったとか、迷い犬や野犬を見つけた場合は、まず保健所に連絡してほしい。

警察よりも先に保健所に保護されている場合が多く、一早く飼い主の元に戻ることが多いようである。

住民はそのことを知っており、警察署で拾得した迷い犬を飼い主に返還するとき、「警察署に保護されているとは思わなかった」との声を聞くこともある。

(委員)

2つ質問がある。

遺失した場所がはっきり分からないため、警察署のみでなく、心当りの場所に問い合わせすることもあるが、発見した場合、すべての問い合わせ先にそのことを連絡するのは大変である。

届出した遺失物を発見した場合、警察署にそのことを連絡しなければならないのか。

次の質問は、小さな子供から10円とか100円とか少額の現金の拾得届を受理した場合、特別な対応をしているのか。

(会計主幹)

警察署へ遺失届を出したからといって、自己発見したことを連絡しなければならないという規定はないが、連絡してもらえばありがたい。

参考までに、警察と他機関や業者との関係について説明する。

遺失物管理システムは他機関や業者とリンクしていないし、警察署で遺失届を受けたからといって他機関や業者に連絡することはない。

クレジットカードなどを紛失した場合、遺失者自身でカード会社などにそのことを連絡してもらいたい。

2つめの質問であるが、小さな子供から100円以下の少額の現金を拾ったとの届出を受けることがよくあるが、少額だからといって特別な対応はしていない。

しかし、子供に拾得物に関する権利などを説明しても理解できない場合が多いので、保護者に連絡して、お子さんが現金を拾って警察に届出ていることや拾得者に関する権利等について説明している。

少額の現金であっても他の拾得物と基本的な手続は変わらないが、拾得物に関する権利が関わってくるので、子供が拾得者の場合は保護者に連絡するなどして慎重に対応している。

(委員)

警察は人間社会の秩序を維持し、住民生活の安全を守る重要な機関である。

社会で発生する問題は人為的な事項と自然的な事項に区分され、警察は人為的な事項を所管し、そのために必要な権限が与えられている。

以前、下松市内でクマが出没したというニュースが流れたが、警察官が対応して大変な様子であった。

今回、動物の拾得に関する説明を受けて、これは警察の仕事なんだろうかと思った。

カミツキガメなどを拾得物として取り扱い、しかもその動物の面倒も見なければならないが、このようなことが警察業務の多忙化につながっているのではないだろうか。

野犬やイノシシなどの野生動物を見掛けた場合、市役所や保健所に通報するのが当然だと思うが、なぜ警察に通報するのか理解できない。

明らかにペットの動物と認められるものは別として、それ以外の動物については、他に所管する機関があることを広報すればどうか。

このようなことで警察業務が多忙化するということは疑問に思うので、県や市の関係機関に任せた方が良いのではないかと思う。

以上は私の感想として申し上げたが、様々な事案に対応している警察官の努力に敬意を表す。今後も頑張ってほしい。

(委員)

私が勤務している会社の工場は、入場する際、通門証や従業員証を提示しなければならぬが、通門証などを紛失することがよくある。

通門証や従業員証には会社名や氏名が記載されているが、警察署で拾得物として受理した場合、会社や本人に連絡しているのか。

(会計主幹)

当署は管内に大きな企業が多いので、通門証などを拾得物として受理することがある。

拾得物に会社名や氏名などが記載されていれば、会社などに連絡して返還するようにしている。

(委員)

以前、額面10万円の小切手を拾ったことがある。

小切手に記載された会社に直接届けようと思ったが、その会社まで出向くことが難しかったので交番へ届けた。

昔のことなので、その時に拾得に関する書類を書いたり、警察署から持ち主が見つかったという連絡を受けた記憶もないが、先ほど説明を受けて、拾得者は報労金を受け取る権利があったことを思い出した。

遺失物管理業務は、遺失者、拾得者の権利が関係しており、重要な業務であることがよく分かった。

警察署では様々な拾得物の届出を受けていることが分かったが、カメの届出があるとは思わなかった。

インコなどの鳥類は放てば勝手に飛び回るもので、落とし物ではないような感じがするが、迷い犬と同様に拾得物として扱わなければならないことを知った。

動物を見掛けたことで警察に通報する住民が多いが、どこに相談すれば良いか分からないので、まずは警察という思いで通報するのだと思う。

先ほど、遺失物管理システムの説明を受け、山口県警のホームページで拾得物の一覧表を閲覧したり、遺失届を出せることを知ったが、知らない人が多いのではないか。

このシステムのことを広報することも大事ではないかと思う。

先ほど、委員から警察業務の多忙化という話があったが、そうすれば少しでも警察業務がスムーズに進むのではないかと感じた。

5 次回警察署協議会の開催日程

次回の警察署協議会は、平成30年10月以降に開催する予定である。

6 配付資料

- (1) 業務説明資料（平成30年7月末）

(2) その他

- 教養資料：遺失物管理業務